

第三者委員会「報告書」に対する取組

～平成27年度の取組について～



第三者委員会の報告に対する取組検討会議

(奈良市教育委員会)

第三者委員会「報告書」に対する取組についての報告

1. 概要

平成25年11月7日、第三者委員会（奈良市立小学校で発生した指導問題に関する検討委員会）より教育長に報告書が提出され、あわせて同日、市長に報告書及び「要請書」が提出され、報告書に求められている取組について、今後5年間市長に対し報告すること、かつ、市民に公表することが求められた。

「要請書」抜粋

「奈良市長において、今後5年間、その提言の実現の有無及び成果について、奈良市教育委員会からの報告を求め、かつ、これを市民に対して公開することを要請いたします。」

2. 経過

この事を受け、教育委員会事務局に取組検討会議（「奈良市立小学校で発生した指導問題に関する検討委員会」の提言に対する取組検討会議）を平成26年1月14日設置し、年度ごとに議論を行い各部会単位で取組を行っている。

初年度（平成26年度）の取組に対する報告書については、市長報告を経て翌年度6月、ホームページに公開した。

取組検討会議は3部会より構成され、各部会は部内で取組内容を検討したうえで、全体会議では更なる議論を深めることとしており、取組の手法としては3部会が取組の実施主体となるとともに、全体会議では実施内容の総括を行なうこととしている。

【平成26年度の取組状況】

平成27年 6月 9日 6月定例教育委員会にて、平成26年度第三者委員会「報告書」に対する取組報告が承認される
平成27年 6月12日 市長報告を経て、ホームページにて報告書公開

【平成27年度の取組状況】

会議等実施状況

平成27年11月 5日 第1回会議 実施
平成28年 3月25日 第2回会議 実施
平成28年 6月23日 6月定例教育委員会へ報告
平成28年 6月28日 6月教育委員研究協議会へ報告
平成28年 7月12日 7月定例教育委員会へ報告

3. 構成

全体会議 3部会により構成

- (1) 特別支援教育部会
- (2) 学校での諸問題に対する調査・対策支援部会
- (3) 体罰いじめ等に関する申し立て機関等検討部会

4. 各部会の取組概要と平成27年度の取組内容

4-(1) 特別支援教育部会

<取組計画の概要>

- ① 教員の特別支援教育にかかる指導力の向上について
 - ・特別支援学級担任向け研修
 - ・特別支援教育コーディネーター向け研修
 - ・特別支援教育研修会
 - ・特別支援教育研究員事業
- ②本市の特別支援教育体制の充実について
 - ・特別支援教育検討会議を設置し、教員の資質向上のための研修の在り方及び本市の特別支援教育の在り方について検討する。
 - ・特別支援学校教員免許状の取得の奨励と取得機会の拡充について検討する。

<平成27年度の取組>

教員の特別支援教育にかかる指導力の向上について

- ・特別支援学級担任向け研修
特別支援学級担任パワーアップセミナーとして7講座開催。内、1講座は特別支援学級新担任向けとした。2学期に授業公開研修として15校を会場に実施し、のべ755名が参加した
- ・特別支援教育コーディネーター向け研修
全4講座開催(のべ190名参加)。内、1講座を新担当者向けとし、15名が参加した。

- ・特別支援教育研修会

多くの教員が参加できるように公開の講座として6講座開催。大学教授、作業療法士、臨床心理士などを講師に招き、発達、感覚統合、教育相談、検査法など基礎と実践が学べるような講座内容とし、のべ627名が参加した。

- ・特別支援教育研究員事業

小学校教諭2名、中学校教諭1名を研究員に指名し、大学教員の助言を受けながら特別支援学級での授業実践を研究した。

本市の特別支援教育体制の充実について

- ・特別支援教育検討会議を設置し、教員の資質向上のための研修の在り方及び本市の特別支援教育の在り方について検討した。

大学教授2名、県関係機関代表1名、県立養護学校長1名、奈良市特別支援教育部小中部会長2名 計6名により、平成27年度の研修内容の評価・検討を行った。その会議の中で、

「座学中心ではなく教員同士が学び合える授業公開研修の形態が良い。」

「中学校区単位で小中一貫の意識を持ち研修をすすめることが必要である。」との意見を頂く。（平成28年 3月9日開催）

- ・特別支援学校教員免許状の取得の奨励と取得機会の拡充について検討した。
県主催の認定講習以外に、奈良教育大学が国の補助を受け3講座開催している。講習の案内を教員へ周知し、取得を促した。6単位で特別支援学校教諭二種免許が取得できる。（第1回平成27年7月、第2回平成27年10月、第3回平成27年11月…奈良市より11名受講）

4-(2) 学校での諸問題に対する調査・対策支援部会

<取組計画の概要>

- ① 客観性が担保された事実調査の徹底
- ② 教育委員会への報告体制の見直しと構築
- ③ 不祥事対応マニュアルの作成
- ④ 相談システムの構築
- ⑤ 事例の検証

<平成27年度の取組>

- ・教育委員会への報告体制の見直しと構築

体罰事案を含め、校内で起こった事案に対しての報告体制を明確化し、児童・生徒に関する事案はいじめ対策生徒指導室へ、教員に関する事案は教職員課への報告とした。

また、学校教育課も含め教育委員会内の報告内容の共有化を図った。

- ・不祥事対策マニュアルの作成

平成27年7月10日、「体罰が起こった時の対応」・「セクシャルハラスメントが起こった時の対応」マニュアルのリーフレットを作成して、各学校長に配布し、教職員にその徹底を図った。

また、体罰等に対する綱紀粛正については、繰り返し注意喚起を行っているが、改めて平成28年2月25日、各学校長に「体罰の防止について（通知）」として通知し、その周知を行った。

【平成27年度 教育委員会へ報告した主な事案】

- ・児童の集団搬送について（小学校）
- ・教諭の生徒に対する暴力行為について（中学校）

4-(3) 体罰いじめ等に関する申し立て機関等検討部会

<取組計画の概要>

- ① 第三者委員会の一つとして、「オンブズパーソン制度」の設置について検討
- ② 教育委員会に調査機関の設置について検討
- ③ 第三者調査機関の設置について検討

<平成27年度の取組>

- ・教育委員会に調査機関の設置について検討

教育委員会の調査機関、第三者調査機関の設置については、必要に応じて学校支援プロジェクト会議で対応する計画であった。

- ・第三者委員会機関の設置について

いじめ防止対策推進法に重大事態が発生した場合にその調査等で第三者調査委員会を立ち上げるようにと示されている。総合教育会議の中で必要に応じて臨時に立ち

上げる予定である。

平成27年度末に「奈良県いじめ防止基本方針」が策定された。そのことを受け、
平成28年度は「奈良市いじめ防止基本方針」の策定を目指す。

なお、基本方針の中で附属機関や第三者調査機関の設置についても検討する。